

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和6年5月27日（月） 号外第51号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則の一部を改正する規則（31）（デジタル基盤整備課）・・・・・・・・・・ 3
-------	--

公布された規則のあらまし

◇鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部が改正され、生活保護に準じて行う外国人に対する措置に関する事務等において知事が利用することができる特定個人情報を規則で定めることとされたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 知事が自ら保有する特定個人情報のうち、次に掲げる事務を処理するために利用することができるものを定める。
 - ア 生活保護に準じて行う外国人に対する措置に関する事務
 - イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務
- (2) 知事が保有する特定個人情報のうち、教育委員会が鳥取県育英奨学金の貸付に関する事務を処理するために提供することができるものについて定める。
- (3) 知事が保有する特定個人情報のうち、公安委員会等が児童手当等の支給に関する事務を処理するために提供することができるもの等について定める。
- (4) 教育委員会が保有する特定個人情報のうち、知事が次に掲げる事務を処理するために提供ができるもの等について定める。
 - ア 生活保護の決定等に関する事務
 - イ 私立の高等学校等への就学に要する費用の援助に関する事務
- (5) 施行期日は、令和6年5月27日とする。

規 則

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第31号

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則（平成28年鳥取県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成28年鳥取県条例第9号。以下「条例」という。）の<u>施行に関し必要な事項</u>を定めるものとする。</p> <p>(母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務)</p> <p>第5条 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第123号）第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び同法第31条の10第1項に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「<u>母子家庭高等職業訓練促進給付金等</u>」という。）の受給者の現況の届出に関する事務とする。</p> <p>(私立の高等学校等への就学に要する費用の援助に関する事務)</p> <p>第6条 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）を退学した者が県内に所在する私立の高等学校等に入学して学び直す場合に交付する私立高等学校等学び直し支援金又は県内に所在する私立の高等学校等において教育を受ける生徒に対して親権を行う者その他のその生徒の</p>	<p style="text-align: center;"><u>鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成28年鳥取県条例第9号。以下「条例」という。）<u>別表第1の規則で定める事務</u>を定めるものとする。</p> <p>(母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務)</p> <p>第5条 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第123号）第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び同法第31条の10第1項に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金の受給者の現況の届出に関する事務とする。</p> <p>(私立の高等学校等への就学に要する費用の援助に関する事務)</p> <p>第6条 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）を退学した者が県内に所在する私立の高等学校等に入学して学び直す場合に交付する私立高等学校等学び直し支援金又は県内に所在する私立の高等学校等において教育を受ける生徒に対して親権を行う者その他のその生徒の</p>

就学に要する経費を負担すべき者の経済的負担の軽減を図るために交付する鳥取県私立高等学校等総合支援金（以下「私立高等学校等学び直し支援金等」という。）の受給資格の認定に関する事務とする。

就学に要する経費を負担すべき者の経済的負担の軽減を図るために交付する鳥取県私立高等学校等総合支援金の受給資格の認定に関する事務とする。

（私立の中学校への就学に要する費用の援助に関する事務）

（私立の中学校への就学に要する費用の援助に関する事務）

第8条 略

第8条 略

（生活保護法による保護に準じて行う措置に関する事務に利用することができる情報）

第9条 条例別表第2に規定する条例別表第1の1の項に掲げる事務の処理に必要な限度で知事が利用することができる規則で定める特定個人情報は、保護措置を必要とする状態にある者又は保護措置を受けていた者（以下「要保護措置者等」という。）に係る次に掲げる情報とする。

（1） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報

（2） 児童福祉法第20条第1項の療育の給付の支給に関する情報

（3） 児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費の支給に関する情報

（4） 母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条第1項、第31条の6第1項若しくは第32条第1項又は附則第3条若しくは第6条の資金の貸付けに関する情報

（5） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の支給に関する情報

（6） 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項の特定医療費の支給に関する情報

（7） 生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更若しくは同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）、同法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報又は同法第55条の5第1項の進学・就職準備給付金の支給に関する情報

（8） 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

(9) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報

(10) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報

（母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務に利用することができる情報）

第10条 条例別表第2に規定する条例別表第1の4の項に掲げる事務の処理に必要な限度で知事が利用することができる規則で定める特定個人情報は、母子家庭高等職業訓練促進給付金等の受給者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報とする。

（鳥取県育英奨学資金の貸与に関する事務に提供することができる情報）

第11条 条例別表第3に規定する知事が教育委員会に提供することができる条例別表第1の10の項に掲げる事務を処理するために必要な規則で定める特定個人情報は、次のとおりとする。

(1) 鳥取県育英奨学資金の貸与の申請を行う者（以下「奨学金申請者」という。）に係る児童福祉法第27条第1項第3号の措置に関する情報

(2) 奨学金申請者、当該奨学金申請者と生計を同じくする者、鳥取県育英奨学資金の返還の期限の猶予の申請を行う者（以下「猶予申請者」という。）、当該猶予申請者と住居及び生計を同じくする者、鳥取県育英奨学資金の貸与を受けた者（以下「奨学金被貸与者」という。）又は当該奨学金被貸与者の保証人に係る身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

(3) 奨学金申請者、当該奨学金申請者と生計を同じくする者、猶予申請者、当該猶予申請者と住居及び生計を同じくする者、奨学金被貸与者又は当該奨学金被貸与者の保証人に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

(4) 奨学金申請者、当該奨学金申請者の配偶者、当該奨学金申請者の生計を維持する者、猶予申請

者、奨学金被貸与者又は当該奨学金被貸与者の保証人に係る生活保護実施関係情報

(5) 奨学金申請者の生計を維持する者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

(6) 奨学金申請者の生計を維持する者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

(特定個人情報の提供を受けることが必要な児童手当等の支給に関する事務)

第12条 条例別表第3に規定する公安委員会、企業局又は病院局が知事から特定個人情報の提供を受けることが必要な規則で定める児童手当又は特例給付の支給に関する事務は、次のとおりとする。

(1) 児童手当法第17条第1項（同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）において読み替えて適用する同法第7条第1項（同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求（以下「児童手当等認定請求」という。）に係る事実についての審査に関する事務

(2) 児童手当法第9条第1項（同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付の額の改定の請求（以下「児童手当等改定請求」という。）に係る事実についての審査に関する事務

(児童手当等の支給に関する事務に提供することができる情報)

第13条 条例別表第3に規定する知事が公安委員会、企業局又は病院局に提供することができる児童手当又は特例給付の支給に関する事務を処理するために必要な規則で定める特定個人情報は、次のとおりとする。

(1) 児童手当等認定請求に係る一般受給資格者（児童手当法第7条第1項の一般受給資格者をいう。以下同じ。）又はその者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

(2) 児童手当等認定請求に係る支給要件児童（児童手当法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。以下この条において同じ。）若しくは一般受給資格者又は児童手当等改定請求に係る支給要件児童若しくは一般受給資格者に係る住民

票に記載された住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項

（特定個人情報の提供を受けることが必要な生活保護法による保護の決定等に関する事務）

第14条 条例別表第3に規定する知事が教育委員会から特定個人情報の提供を受けることが必要な規則で定める生活保護法による保護の決定及び実施若しくは徴収金の徴収に関する事務（以下「生活保護事務」という。）は、次のとおりとする。

- （1）生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務
- （2）生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務
- （3）生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務
- （4）生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務
- （5）生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務
- （6）生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務

（生活保護法による保護の決定等に関する事務に提供することができる情報）

第15条 条例別表第3に規定する教育委員会が知事に提供することができる条例別表第1の1の項に掲げる事務又は生活保護事務を処理するために必要な規則で定める特定個人情報は、要保護措置者又は生活保護法第6条第2項の要保護者若しくは同条第1項の被保護者であった者に係る次に掲げる情報とする。

- （1）特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条の経費の支弁に関する情報
- （2）学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の援助の実施に関する情報

（私立の高等学校等への就学に要する費用の援助に関する事務に提供することができる情報）

第16条 条例別表第3に規定する教育委員会が知事に

提供することができる条例別表第1の5の項に掲げる事務を処理するために必要な規則で定める特定個人情報は、私立高等学校等学び直し支援金等の受給資格の認定の申請を行う者に係る高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第1項に規定する就学支援金の支給に関する情報とする。

附 則

この規則は、令和6年5月27日から施行する。